

(事業者用)

ごみの分別 はやわかり帳

～事業系ごみの正しい出し方～

このはやわかり帳は、事業者（排出事業者＝病院、学校、官公庁、店舗、会社、工場、事務所、個人事業主（農業等）が対象です。）のごみの排出のはやわかり帳です。



東温市イメージキャラクター
いのとん



とうおんし
東温市

もくじ

事業系廃棄物の処理方法・処理の流れ・・・P.1

産業廃棄物の20種類・

事業系廃棄物の処理の流れ・・・・・・・・P.2～P.4

排出事業者の責務・・・・・・・・P.5

焼却炉の構造基準・・・・・・・・P.6～P.7

事業系廃棄物の分別と処理方法・・・・P.8

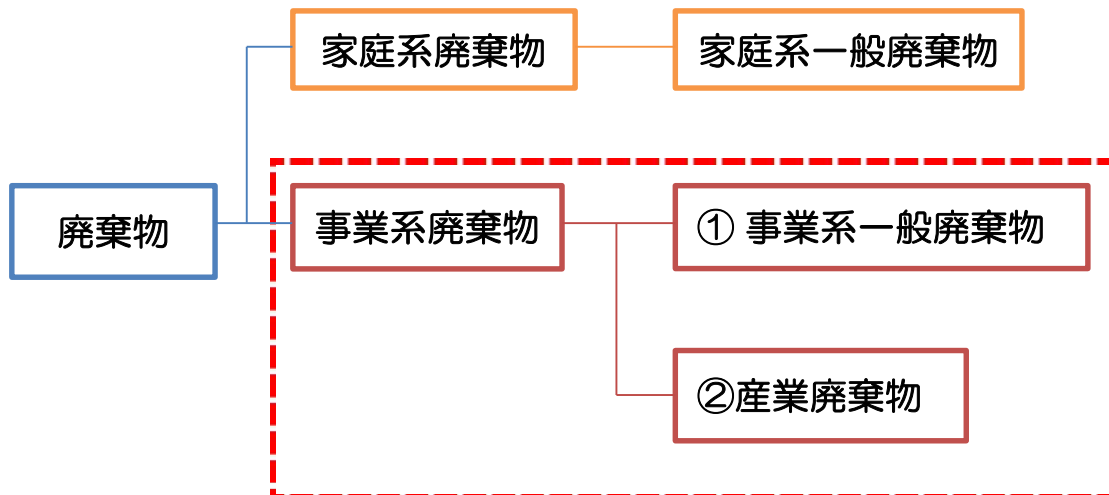
事業系ごみ分別辞典・・・・・・・・P.9～P.20



事業系廃棄物の処理方法

事業系廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に分けられます。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物を指し、それ以外が「事業系一般廃棄物」になります。（廃棄物処理法第二条 2.3.4）



注意）この冊子では、廃棄物処理法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を示す
（注意が必要な廃棄物）

廃棄物の中には注意が必要な廃棄物があります。

廃棄物処理法では、一般廃棄物、産業廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れがある性状を有する」ものを、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物と定めています。（廃棄物処理法 第二条.5）

これらには通常の廃棄物よりも厳しい処理基準が適用されており、処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物の許可を受けた業者へ委託しなければなりません。

事業系廃棄物を排出する事業者は、事業の大きさに関係なく、営利を目的とする活動をする事業者のことです。

排出事業者が事業廃棄物を運搬・処分するには、①自社運搬・自社処分する→法によって厳しい基準で運搬・処分をしなければなりません。②許可業者に委託する→事業系一般廃棄物（生ごみ・紙ごみ）は東温市一般廃棄物処理許可業者一覧の許可業者から委託、事業系一般廃棄物のリサイクルできない燃やすごみは、東温市リサイクルセンターに持ち込み出来ます。（有料）産業廃棄物は愛媛県産業廃棄物処理業者名簿の許可業者から委託する。
なお、不法投棄や野外焼却は禁止されています。

詳しくは、環境省の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」または環境省 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の「産業廃棄物を排出する事業者の方に」をご覧ください。

●産業廃棄物に該当する 20 種類

産業廃棄物の種類			例
すべての業種に共通	1	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2	汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等溶剤等
	4	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃廃現像液
	6	廃プラスチック類	ビニルくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくず
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10	鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん、集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13	紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ、紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14	木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業で発生した紙くず
	15	繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16	動物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業の動物の死体
	20	上記 1 から 19 の産業廃棄物を処理したもので、1 から 19 に該当しないもの（コンクリート固形化物等）	

処理の流れ

①適正な分別

「廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律」において廃棄物は、きちんと分別し、許可業者に委託する場合は、廃棄物の処理が適正に行われているか必ず確認しましょう。

また、再生利用を行うなど、ごみの**減量に努めることも事業者の責務**とされています。

② 適正な廃棄物の保管

産業廃棄物は、生活環境の保全上支障のないように適正に保管しなければなりません。
主な保管基準は以下の通りです。（保管基準）

- ・人がみだりに立ち入ることができないように保管場所の周囲に囲いを設けること。
- ・廃棄物の飛散流出、地下浸透を防止し、悪臭が発散しないように保管容器に入れてシートをかけるなどの適切な管理をすること。
- ・ネズミ、ハエ、蚊、その他の害虫などが発生しないようにすること。
- ・表示例のような表示を見やすい場所に設けること（縦横60cm以上）

(表示例)		
産業廃棄物保管場所		
名 称	株式会社 ○○○	
所在地	東温市○○○町△△番地	
責任者氏名	東温 太郎	
連絡先	089-964-○○○○	
保管する 産業廃棄 物の種類	廃プラスチック類	
	金属くず	
	廃油	
最大の高さ	1.8m	

③ 許可業者への委託契約

※**廃棄物の処理（収集運搬・処理）委託のルールは、法律で定められています。**

業者に処理を委託する場合は、許可を受けた業者へ委託しなければなりません。

排出事業者が適正に処理を委託しても、委託業者が不適正または許可されていない業者が処理を行った場合は、**排出事業者が責任を追及されることがあります。**

委託基準違反となり、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金となります。

（第19条の5、第19条の6、第25条）

委託する場合には、何よりもその廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取り交わすことが法律上必要です。（廃棄物処理法第12条）

④マニフェストの管理

※排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）を利用して管理しなければなりません。

- ・排出事業者は、マニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）を自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理し、5年間保存しなければなりません。（廃棄物処理法 第12条の3）

詳しくは、環境省 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団の「産業廃棄物を排出する事業者の方に」をご参照ください。

⑤廃棄物の運搬

- （1）事業系一般廃棄物（可燃物・紙類）は、東温市ホームページの「東温市一般廃棄物処理業許可業者一覧表」の許可業者へ運搬を委託する。

- （2）産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず等）は、愛媛県のホームページの「産業廃棄物処理業者名簿」の産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

- （3）爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れがある性状を有するものは、愛媛県のホームページの「産業廃棄物処理業者名簿」の特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者に委託してください。

- ・産業廃棄物の処分については、愛媛県のホームページの産業廃棄物処理業者名簿の「処分の許可をもらった産業廃棄物処分業者」
「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れのある性状を有するものを処分の許可をもらった特別管理産業廃棄物業者」
の許可業者に委託をしてください。

排出事業者の責務

排出事業者とは、営利を目的とする活動をしている者のことで、その活動をしている事業のことを事業活動といいます。

事業活動とは、店舗、会社、事務所、病院、学校、官公庁、農業、個人事業主、自営業も含まれます。事業活動の大きさは、関係ありません。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物を排出した事業者（排出事業者）自らの責任において処理することが責務とされています。事業活動に伴って生じた廃棄物を処理する場合には、法で定められた基準に適合する処理・運搬をしなくてはなりません。自社で適合する処理・運搬をするか、許可業者に委託する必要があります。

排出事業者の責務とは、

- ・自らの責任において適正に処理すること。
- ・再生利用等を積極的に行い、廃棄物の減量に努めること。
- ・廃棄物の減量や適性処理に関し、国や地方公共団体の施策に協力すること。

（廃棄物処理法 第三条）

※次のように排出事業者として法に違反すれば、懲役刑・罰金刑を科せられます。

不法投棄

※事業活動に伴って生じた廃棄物を家庭ごみの各地域の集積場所に捨てる行為は不法投棄として処罰されることがあります。家庭ごみの各地域の集積場には、事業者ごみは出さないでください。

【不法投棄の例】

- ・東温市の山や川に廃棄物を投棄する行為
- ・空き地への廃棄物の投棄する行為
- ・自分の土地であっても廃棄物を埋める行為
- ・家庭ごみの各地域の集積場に営利目的で出た庭木を捨てる行為等が挙げられます。

※廃棄物の不法投棄、廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2によって一部例外を除き禁止されています。

※廃棄物の不法投棄、野外焼却の違反者には、5年以下の懲役刑、1千万円以下の罰金刑、またはその両方が設けられています。

さらに、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられることがあります。

野外焼却

【野外焼却の例】

- 廃棄物を自分の土地で燃やす行為
- ドラム缶でごみの焼却を行う行為
- 田んぼで農業から排出したごみを焼却する行為
- 河川でごみを焼却する行為

等が挙げられます。排出事業者は、適正な処理方法で処分してください。

絶対に不法投棄や廃棄物の野焼きはやめてください！

焼却炉の構造基準

廃棄物処理法によって定められた構造基準を充たさない焼却炉での焼却も規制対象です。一定規模以上の焼却炉の設置には、許可や届け出が必要です。

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏**800度以上**の状態での廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼に必要な量の**空気の通風**が行われるものであること。
3. **外気と遮断された状態**で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
4. 燃焼室中の**燃焼ガスの温度を測定するための装置**が設けられていること。
5. 燃焼ガスの温度を保つために**必要な助燃装置**が設けられていること

よくある質問

Q1.店舗併用住宅で、すべて家庭ごみとして集積場に出していいのでしょうか。

A1.集積場は、家庭ごみの集積場ですので、事業者のごみは出さないでください。

きちんと事業系と家庭系のごみを分けてから、事業系一般廃棄物は、東温市のホームページの一般廃棄物処理業許可業者一覧表の許可業者に委託または事業系一般廃棄物の燃やすごみのみであれば、有料で東温市リサイクルセンターに持ち込みも可能です。

産業廃棄物の運搬・処分は、愛媛県ホームページの産業廃棄物処理業者名簿の許可業者に委託し、適正に処分してください。

Q2.従業員が出した弁当の空き容器（プラスチック製容器包装類）やお茶の空いたペットボトルをどのように排出すればいいですか。

A2.空き容器や空きペットボトルは産業廃棄物として、愛媛県の産業廃棄物処理業許可業者名簿に掲載されている業者に委託し、適正に処分してください。

Q3.適正な処理料金か把握する方法はありますか

A3.複数の処理業者から見積もりを取り、極端に安い業者には発注しない（対策例）

Q4.不適正な処理をしたことがわかったのですが、どうしたらいいですか。

A4.委託先の処理業者が、過剰に廃棄物を保管していたとして改善命令などの行政処分を受けたなどの噂を聞きつけたら、その業者自身や行政当局に事実関係を確認して、ただちに委託契約を解除し、他の処理業者に処理を委託するようにしてください。

▲事業系一般廃棄物処理・運搬の許可業者（有料）

- ・東温市のホームページの「東温市一般廃棄物処理業許可業者一覧」の許可業者に依頼してください。
- ・東温市リサイクルセンターの持ち込みは（有料）事業系一般廃棄物の燃やすごみ（生ごみ）のみです。

▲産業廃棄物処理・運搬の許可業者（有料）

愛媛県ホームページの「産業廃棄物業者名簿」の許可業者に委託してください。

- ・産業廃棄物を運搬する場合 → 産業廃棄物収集運搬業者
- ・産業廃棄物を処分する場合 → 産業廃棄物処分業者
- ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れがある性状を有するものを運搬する場合 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れがある性状を有するものを処分する場合 → 特別管理産業廃棄物処分業者

事業系廃棄物の分別と処理方法

(例)

分 別		具 体 例		
① 事業系一般廃棄物	リサイクルできないもの	生ごみ・残飯（水切りをする）		
		使用済み紙ナプキン		
		ティッシュペーパー		
		紙皿、紙コップ		
		500ml未満の紙パック類		
		落ち葉・草（土は取り除く）		
	リサイクルできるもの	食品循環資源（リサイクルできる生ごみ）		
		剪定枝などの木くず		
		OA用紙		
		新聞紙・情報誌		
		段ボール		
		紙パック類（500ml以上）		
		機密文書（シュレッダー）		
② 産業廃棄物	廃プラスチック類	プラスチック製品・くず		
		合成繊維製品・くず		
		合成ゴム製品・くずなど		
		例）ナイロン袋・発泡スチロール・作業着・長靴		
		クリアファイル・ストロー・弁当容器（プラ製）		
		ペットボトル等		
	金属くず	金属製品 クリップ・調理器具・		
		缶類など 一斗缶・スプレー缶（使い切る）等		
	ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず	コップ		
		びん等		
		茶碗等の陶磁器		
		コンクリートくず等		
		※工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものは「がれき類」		
	混合物	複数の素材が混在し、分別が困難なもの		
		例）プラスチック類と金属くずの混合物		

困ったとき

(事業者用)

ごみ分別辞典

(50音順)

事業系廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業排出者自らの責任において適正に処理しなければならないことになっています。



【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

事業系廃棄物ごみ分別辞典

	品目	分類	産廃品目	備考
あ	アクリル板	産廃	廃プラ類	
	麻ひも	一廃	可燃物	
	麻袋	一廃	可燃物	
	アダプター	産廃	廃プラ類・金属	
	厚紙（贈答用・靴箱など）	一廃	紙類	本類・雑誌でリサイクル、ナイロン・防水加工の場合は「可燃物」
	穴あけパンチ	産廃	廃プラ類・金属	
	油（鉱物・食用油含む）	産廃	廃油	
	網（金網）	産廃	金属	
	網（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	網戸	産廃	廃プラ類・金属	
	アルミサッシ	産廃	金属	
	アルミトレイ	産廃	金属	
	アルミはく（アルミホイル）	産廃	金属	
	アルミはく（アルミホイルの芯）	一廃	紙類	
	アルミホイール（車用品）	産廃	金属	
	安全靴	産廃	廃プラ類・金属	
	安全ピン	産廃	金属	
い	一斗缶	産廃	金属	
	椅子	産廃	廃プラ類・金属	
	椅子（木製）	一廃	可燃物	
	衣類乾燥機	産廃	廃プラ類・金属	家庭用機器の場合は家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ類	
う	植木	一廃	可燃物	
	植木バサミ	産廃	金属	
	ウエットティッシュ	一廃	可燃物	
	ウレタンマット	産廃	廃プラ類	
え	エアコン（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	家庭用機器の場合は家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
	液晶テレビ（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	家庭用機器の場合は家電リサイクル法に基づくりサイクル処理が必要
	枝（街路樹・庭木）	一廃	可燃物	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
え	LED 照明	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	
	AED（本体）	産廃	廃プラ類・金属	
	塩化ビニール管	産廃	廃プラ類	
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	延長コード	産廃	廃プラ類・金属	
	鉛筆	一廃	可燃物	
お	オイル	産廃	廃油	
	オイル缶	産廃	金属	
	落ち葉	一廃	可燃物	
	おにぎりの外装フィルム	産廃	廃プラ類	
か	カーテンレール	産廃	廃プラ類・金属	
	傘	産廃	廃プラ類・金属	
	加湿器	産廃	廃プラ類・金属	
	カセットコンロ	産廃	金属	電池、ボンベは取り外す
	ガソリン	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物業者に委託
	壁紙	産廃	紙・廃プラ類	
	紙おむつ（使用済み）	一廃	可燃物	
	紙パック（500ml 以上）	一廃	紙	
	紙パック（500ml 未満）	一廃	可燃物	紙類としてリサイクルが困難
	ガムテープ	産廃	廃プラ類	素材が紙製の場合は一廃の「可燃物」
	かれは 枯葉	一廃	可燃物	
	瓦	産廃	陶磁器	
	缶（アルミ・スチール）	産廃	金属	
	乾燥剤（シリカゲル）	産廃	廃プラ類	
	乾電池（アルカリ・マンガン）	産廃	金属・汚泥	
き	木	一廃	可燃物	
	キッチンペーパー	一廃	可燃物	紙類としてリサイクル困難
	機密書類	一廃	紙類	シュレッダーしてリサイクル
	キャップ（金属製）	産廃	金属	
	キャップ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	金庫	産廃	金属	
<	空気清浄機	産廃	廃プラ類・金属	
	釘	産廃	金属	
	草	一廃	可燃物	土は取り除く

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
く	クリアファイル	産廃	廃プラ類	
	軍手	産廃	廃プラ類	素材が天然素材の場合は、一廃・可燃物
け	蛍光球（水銀を含む）	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	水銀使用製品産業廃棄物許可業者に委託
	蛍光ペン	産廃	廃プラ類	
	ケーブル	産廃	廃プラ類・金属	小型家電リサイクル法認定事業者に相談または許可業者に委託
	建設汚泥	産廃	汚泥	残土は除く
	結束バンド	産廃	廃プラ類	
こ	工具箱（金属製）	産廃	金属	
	工具箱（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	コード	産廃	廃プラ類・金属	
	コードリール	産廃	廃プラ類・金属	
	コップ（金属製）	産廃	金属	
	古紙類	一廃	紙類	
	コピー機（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	
	コピー用紙	一廃	紙類	
	コンクリートブロック	産廃	コンクリート	
さ	サインペン	産廃	廃プラ類	
	雑誌	一廃	紙類	
	雑誌	一廃	紙類	
	紙皿	一廃	可燃物	紙類としてリサイクル困難
	残飯	一廃	可燃物	リサイクルできるものは許可業者に相談
し	シーツ（布）	一廃	可燃物	
	CD（ケースを含む）	産廃	廃プラ類	
	CD プレーヤー	産廃	廃プラ類・金属	
	シール	一廃	可燃物	
	自転車	産廃	金属	
	充電器	産廃	廃プラ類・金属	
	消火器	産廃	廃プラ類・金属	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談
	定規	産廃	廃プラ類	
	食用油	産廃	廃油	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
し	食器（陶磁器製）	産廃	陶磁器	
	食器洗い乾燥機（卓上）	産廃	廃プラ類・金属	
	書類	一廃	紙類	
す	スコップ	産廃	金属	
	ストーブ	産廃	廃プラ類・金属	
	ストロー（紙製）	一廃	紙類	リサイクルが困難な為
	ストロー（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	スプーン（金属製）	産廃	金属	
	スプーン（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	スプーン（木製）	一廃	可燃物	
	スプリング入りマットレス	産廃	廃プラ類・金属	
	スプレー缶	産廃	金属	
	スポンジ	産廃	廃プラ類	
	スレート瓦（アスベスト含む）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	石綿含有産業廃棄物許可業者に委託
せ	生花	一廃	可燃物	土は取り除く
	石碑	産廃	がれき類	工作物の新築・改築または除去に伴って生じたもの
	石膏	産廃	ガラス・陶磁器	
	石膏ボード	産廃	ガラス・陶磁器	
	剪定くず	一廃	可燃物	
	洗濯機（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	
	洗濯ばさみ	産廃	廃プラ類・金属	
	洗面器	産廃	廃プラ類	
そ	惣菜の容器（紙製）	一廃	可燃物	紙類としてリサイクル困難な為
	惣菜の容器（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	掃除機	産廃	廃プラ類・金属	小型家電リサイクル法認定事業者 に相談又は許可業者に委託
	ソファ（スプリング入り）	産廃	廃プラ類・金属	
	ソファ（スプリングなし）	産廃	廃プラ類	
た	体温計（水銀を含む）	産廃	金属・ガラス	
	体温計（電子）	産廃	廃プラ類・金属	
	台車	産廃	廃プラ類・金属	
	タイヤ	産廃	廃プラ類	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
た	タイヤのホイール	産廃	金属	
	畳（天然・合成繊維）	産廃	繊維・廃プラ類	
	タッパー（密封容器）	産廃	廃プラ類	
	棚（金属製）	産廃	金属	
	棚（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	棚（木製）	一廃	可燃物	
	たばこの吸い殻	一廃	可燃物	
	卵の殻	一廃	可燃物	
	卵の殻	産廃	動物性残さ	食品製造業等から排出される場合
	段ボール	一廃	紙類	
ち	チェーン（金属製）	産廃	金属	
	チェーン（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	ちゅうがいらい 厨芥類（生ごみなど）			
	注射針	産廃	廃プラ類・金属	医療関係機関等から排出の場合、鋭利なため感染性医療廃棄物として扱い、特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	チラシ	一廃	紙類	
つ	使い捨てカイロ（使用済）	産廃	廃プラ類・燃え殻	
	使い捨てライター	産廃	廃プラ類・金属	必ず使い切る
	机（スチール製）	産廃	廃プラ類・金属	
て	DVD（ケースを含む）	産廃	廃プラ類	
	DVDプレーヤー	産廃	廃プラ類・金属	
	ティッシュ	一廃	可燃物	
	鉄筋	産廃	金属	
	鉄パイプ	産廃	金属	
	テレビ（液晶・有機 EL）	産廃	廃プラ類・金属	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	テレビ（ブラウン管・プラズマ）	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	電気温水器	産廃	金属	
	電気コード	産廃	廃プラ類・金属	
	電気ストーブ	産廃	廃プラ類・金属	
	電子レンジ	産廃	廃プラ類・金属	小型家電リサイクル法認定事業者に相談または許可業者に委託

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
て	電卓	産廃	廃プラ類・金属	電池は外す、小型家電リサイクル法認定事業者に相談または許可業者に委託
	電池（乾電池・リチウム電池）	産廃	金属・汚泥・燃え殻	
	電池（ボタン電池）	産廃	金属・汚泥・燃え殻	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談、なるべく販売店等の回収箱へ
	電池（蓄電池）			→ バッテリーP.16 参照
	電話機	産廃	廃プラ類・金属	
と	トイレットペーパーの芯	一廃	紙類	
	陶磁器	産廃	陶磁器	
	動物の死体	一廃	可燃物	畜産農業から排出される場合は産廃の「動物の死体」
	動物のふん尿	一廃	可燃物	畜産農業から排出される場合は産廃の「動物のふん尿」
	灯油	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	トタン	産廃	金属	
	トナー	産廃	廃プラ類	なるべく販売店等に回収を依頼
	ドラム缶	産廃	金属	
	塗料（水性・液状）	産廃	廃酸・廃アル・廃プラ類	液体が酸性またはアルカリ性どちらかであるかを確認して許可業者に委託
	塗料（油性・液状）	産廃	廃プラ類・廃油	含まれる廃油が引火性の場合は特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	トロ箱（発泡スチロール）	産廃	廃プラ類	
な	苗箱	産廃	廃プラ類	
	苗	一廃	可燃物	土は取り除く
	長靴	産廃	廃プラ類	
	流し台	産廃	廃プラ類・金属	
	ナット	産廃	金属	
	生ごみ（ ちゅうかいりい 厨芥類）	一廃	可燃物	
	生ごみ（ ちゅうかいりい 厨芥類）	一廃	食品	リサイクルできるものは許可業者に処理方法を相談
	波板（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	波板（スレート製）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	アスベストを含む場合は石綿含有産業廃棄物許可業者に委託
ね	ネット（野菜・果物栽培用など）	産廃	廃プラ類	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
ね	値札・タグ	一廃	紙類	ナイロン、防水加工された紙の場合は「可燃物」
の	農業機械	産廃	廃プラ類・金属	
	ノート	一廃	紙類	本類・雑誌はリサイクル、ナイロン・防水加工の場合は可燃物、取り外し可能な金属は、産廃の金属
	農薬（液状）	産廃	廃酸・廃アル	
	農薬（固形状・粉末状）	一廃	可燃物	市ごみ処理施設搬入禁止物のため、販売店等に相談
	のこぎり	産廃	金属	
	のぼり	産廃	廃プラ類	
は	灰	産廃	燃え殻	
	廃棄食料品	一廃	可燃物	リサイクルできるものは、許可業者に処分方法を相談
	廃食用油	産廃	廃油	
	パソコン	産廃	廃プラ類・金属	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談
	バッテリー（鉛蓄電池）	産廃	廃酸・廃プラ類・金属	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談または特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	バッテリー（ニカド蓄電池・ニッケル水素蓄電池）	産廃	廃プラ類・金属・廃アル	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談、なるべく販売店等の回収箱へ
	バッテリー（リチウムイオン蓄電池）	産廃	廃プラ類・金属・廃油	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談、なるべく販売店等の回収箱へ
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	パレット（木製）	産廃	木くず	
	パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	パンフレット	一廃	可燃物	本類・雑誌でリサイクル、ナイロン、防水加工の場合は、可燃物
ひ	ヒーター	産廃	廃プラ類・金属	
	ビニールシート	産廃	廃プラ類	
	ビニールテープ	産廃	廃プラ類	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
ひ	ビニールハウス用ビニール	産廃	廃プラ類	
	ビニール袋	産廃	廃プラ類	
	ビニールホース	産廃	廃プラ類	
	ひも（プラスチック製）	産廃	廃プラ製	
	ひも（麻製）	一廃	可燃物	
	びん	産廃	ガラス	
ふ	ファイル（紙製）	一廃	紙類	本類・雑誌でリサイクル、取り外し可能な金具は金属くず
	ファイル（プラスチック製）	産廃	廃プラ製	取り外し可能な金具は金属くず
	ファックス（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	
	ファンヒーター	産廃	廃プラ類・金属	
	フォーク（金属製）	産廃	金属	
	フォーク（陶磁器製）	産廃	陶磁器	
	フォーク（プラスチック製）	産廃	廃プラ製	
	フォーク（木製）	一廃	可燃物	
	ブラウン管テレビ（業務用）	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	プラズマテレビ（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ類	
	プリンター（金属製）	産廃	金属	
	プリンター（陶磁器製）	産廃	陶磁器	
	プリンター（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	プリンター（業務用）	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	
	ブルーシート	産廃	廃プラ類	
	風呂釜（浴槽）	産廃	廃プラ類・金属	
	ブロック（玩具）	産廃	廃プラ類	
	ブロック・コンクリート片	産廃	コンクリート	
へ	ヘアカラーリング剤（液状）	産廃	廃酸・廃アル	液体が酸性またはアルカリ性のどちらであるかを確認して許可業者に委託

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
ハ	ペンキ	産廃	(水性) → 廃酸・廃アル・ 廃プラ類、 (油性) → 廃プラ類・廃油	(水性) → 液体が酸性またはアルカリ性どちらかであるかを確認して許可業者に委託、(油性) → 含まれる廃油が引火性の場合は特別管理産業廃棄物処理業者に委託
	ベッド	産廃	廃プラ類・金属	
	ペットボトル	産廃	廃プラ類	
	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
	便器	産廃	陶磁器	
	便座	産廃	廃プラ類	
	弁当の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
ほ	ホイール(車用品)	産廃	金属	
	ボール	産廃	廃プラ類	
	ボールペン(金属製)	産廃	金属	
	ボールペン(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	ホース	産廃	廃プラ類	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ類	
	ボルト	産廃	金属	
	保冷剤	産廃	廃プラ類	
ま	巻き尺	産廃	廃プラ類	
	マグネット	産廃	廃プラ類・金属	
	マグネットシート	産廃	廃プラ類	
	マジック(金属製)	産廃	金属	
	マジック(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
	マルチシート	産廃	廃プラ類	
	マットレス(スプリング入り)	産廃	廃プラ類・金属	
	マットレス(スプリングなし)	産廃	廃プラ類	
	マルチ(農業用)	産廃	廃プラ類	
み	ミシン	産廃	廃プラ類・金属	
	みかんキャリー	産廃	廃プラ類	
	ミシン(卓上)	産廃	廃プラ類・金属	
む	無線機	産廃	廃プラ類・金属	
め	メガホン(拡声器)	産廃	廃プラ類・金属	
や	野菜などの結束テープ	産廃	廃プラ類	
ら	ライター	産廃	廃プラ類・金属	必ず使い切る

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
ら	ラジオ	産廃	廃プラ類・金属・ガラス	
	ラップ	産廃	廃プラ類	
	ラミネート加工紙（片面）	一廃	可燃物	紙類と指定リサイクルが困難な為
	ラミネート加工紙（両面）	産廃	廃プラ類	
り	リモコン（家電製品など）	産廃	廃プラ類・金属	
	リヤカー	産廃	廃プラ類・金属	
れ	冷温庫	産廃	廃プラ類・金属	
	冷水器	産廃	廃プラ類・金属	
	冷蔵庫（業務用） 冷凍庫（業務用）	産廃	廃プラ類・金属	家庭用品の場合は家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要
	レジスター	産廃	廃プラ類・金属	
	レシート（感熱紙）	一廃	可燃物	リサイクルできないため感熱紙以外の場合は、本類・雑誌でリサイクル
	レジ袋	産廃	廃プラ類	
	れんが	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
	れんが（除去に伴って生じたもの）	産廃	がれき類	工作物の新築、改築または除去によって生じたもの
	練炭（使用済み）	産廃	燃え殻	
	練炭（未使用）	一廃	可燃物	
ろ	ロードコーン	産廃	廃プラ類	
	ロープ（繊維製）	一廃	可燃物	
	ロープ（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	
	ロッカー	産廃	金属	
わ	ワイパー	産廃	廃プラ類・金属	
	ワイヤー	産廃	金属	
	綿 わた	産廃	廃プラ類	素材が天然繊維（綿、羊毛、麻）の場合は一廃の「可燃物」
	輪ゴム	産廃	廃プラ類	
	割りばし	一廃	可燃物	

【産廃品目】一廃・・・一般廃棄物、産廃・・・産業廃棄物、可燃物・・・可燃物、木くず・・・木くず、食品・・・食品循環資源、紙類・・・再生利用可能な紙、廃プラ類・・・廃プラスチック素材、金属・・・金属くず、ガラス・・・ガラスくず、廃油・・・廃油、陶磁器・・・陶磁器くず、汚泥・・・汚泥、コンクリート・・・コンクリートくず、繊維くず・・・繊維、燃え殻・・・燃え殻、廃酸・・・廃酸、廃アル・・・廃アルカリ、□・・・混合物

	品目	分類	産廃品目	備考
わ	割りばし	一廃	木くず	リサイクルできるものは、許可業 やに処分方法を相談
	割りばしの袋（紙製）	一廃	紙類	
	割りばしの袋（プラスチック製）	産廃	廃プラ類	

・東温市内での事業系一般廃棄物（リサイクルできないもの「生ごみ」・リサイクルできるもの「紙類」）の不法投棄や野外焼却を見かけた方は、東温市環境保全課 TEL:089-964-4415へご連絡ください。

・産業廃棄物（金属くず、コンクリートくず、木くず等）の不法投棄や野外焼却を見かけた方や産業廃棄物のご相談は、愛媛県循環型社会推進課 TEL:089-912-2358へご連絡ください。



東温市 市民福祉部 環境保全課

〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1

TEL : 089-964-4415 FAX : 089-964-4447